

○県有防災林保護管理規則

昭和五十一年三月三十一日

宮城県規則第三十一号

改正 平成元年三月二七日規則第二〇号

平成八年三月二九日規則第二四号

平成一一年三月三十一日規則第七一号

平成一六年三月三十一日規則第七五号

平成一九年二月二七日規則第一八号

平成三一年三月二二日規則第二七号

県有防災林保護管理規則をここに公布する。

県有防災林保護管理規則

(趣旨)

第一条 この規則は、県有防災林の保護管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この規則で「県有防災林」とは、県有地又は県が地上権を設定した土地において、県が森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第四十一条第二項に規定する保安施設事業により造成した飛砂の防備、風害の防備、水害の防備及び潮害の防備を目的とする保安林である森林をいう。

2 この規則で「林産物」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- 一 用材及び薪炭材
- 二 根株
- 三 小柴、竹、生草、落枝及び落葉
- 四 きのこと、果実等
- 五 苗木等
- 六 岩石及び土砂

(事業)

第三条 知事は、県有防災林の造成の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- 一 境界杭設置、立入防止柵設置等の管理に関する事業
- 二 補植、除伐、間伐等の保育に関する事業

2 知事は、適切な保護管理を行うため必要があるときは、海岸林保護組合その他適当なものに巡視を委託することがある。

(伐採)

第四条 知事は、次の各号に掲げる場合には、立木竹を伐採することがある。

- 一 別に定める育林計画に基づき主伐を実施する必要があるとき。
- 二 緊急災害の用に供するとき。
- 三 道路、電線その他の公共的施設及び住宅その他の建築物に対し、被害を与え、又は与えるおそれがあるとき。
- 四 その他特に必要と認められるとき。

(極印)

第五条 知事は、立木及び林産物（第二条第二項第三号から第六号までに掲げるものを除く。）の売渡し、譲与その他の別表に定める場合は、同表に定める区分に従い、これらに極印を押印するものとする。

- 2 極印は、水産林政部森林整備課長（以下「森林整備課長」という。）及び地方振興事務所長が保管する。
- 3 森林整備課長又は地方振興事務所長は、別に定める極印使用簿を備え付け、極印の使用の状況を明らかにしておかなければならない。
- 4 極印を誤って押印したとき、又は押印した後においてこれを必要としなくなったときは、森林整備課長又は地方振興事務所長は、印影を抹消しなければならない。

（平八規則二四・平一一規則七一・平一六規則七五・平一九規則一八・平三一規則二七・一部改正）

(印影の保存)

第六条 買受人は、当該立木の根際に極印が押印してあるときは、この印影を滅失し、又はき損しないように印影の上部からその立木を伐採しなければならない。

- 2 前項の場合において、印影を滅失し、又はき損したときは、速やかにその旨を所管の地方振興事務所長に届け出なければならない。

（平八規則二四・平一六規則七五・一部改正）

(引渡し)

第七条 買受人に売り渡した立木及び林産物（以下「売渡品」という。）の引渡しは、代金が完納されたとき又は延納を認めた場合においてこれに係る担保の受領が終了したときに売渡品の所在地において買受人の立会いのうえに行うものとする。ただし、あらかじめ、別に定める引渡通知書により指示した日時に買受人が立ち会わず、又は立ち会うことができないときは、その日時をもつて引渡しを終了したものとする。

2 買受人は、前項の引渡しを受けたときは、直ちに、受領書（様式第一号）を提出しなければならない。

（搬出）

第八条 売渡品の搬出は、知事の定める期限内に買受人が行うものとする。

2 天災地変その他やむを得ない事由により前項の期間内に搬出をすることができない買受人は、あらかじめ搬出期限延長申請書（様式第二号）を知事に提出してその許可を受けなければならない。

（跡地検査）

第九条 知事は、跡地検査をするときは、買受人の立会いを求めることがある。

2 前項の規定により立会いを求められた買受人は、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

（転売の届出）

第十条 買受人が搬出前に売渡品を他に譲渡したときは、転売届（様式第三号）を知事に提出しなければならない。

附 則

この規則は、昭和五十一年四月一日から施行する。

別表（第五条関係）

極印使用区分

| 極印の規格 | 区分 | 対象 | 押印箇所 |
|---|--|-----------------------------|--|
|  | 売渡し又は譲与の ための立木、根株、 素材の調査 | 区域調査 | 区域内の外側立木の根際 区域内存置立木の目通り及 び根際 区域内存置根株の側面 |
| | | 毎木調査 | 調査立木の根際 調査根株の側面 |
| | | 転倒木、挫折木、 素材又は、伐倒木 の調査 | 切口又は側面の見やすい位 置 |
| | 虫害木及び搬出測 量等に係る支障の ため、伐採したも の並びに試験等 のため、伐倒したも のの調査 | | 切口の断面及び根株 |
| | 伐採跡地の検査 | 区域検査 | 調査の際押印した立木の伐 根の断面 |
| | | 毎木検査 | 伐根の断面 |
| | 窃盗又は錯誤によ り伐採されたもの の調査 | | 適宜の部分 根株の断面 |
| | その他 | | 適宜の部分 |

備考

- 1 窃盗又は錯誤による場合は朱肉を用い、その他の場合は黒肉を用いるものとする。
- 2 極印の中間の数字は「1」から「7」までとする。

様式第1号(第7条関係)

受 領 書

年 月 日

宮城県知事 殿

住 所

氏 名

印

下記買受物件は、年 月 日 時に現地において受領いたしましたので、県有防災林保護管理規則第7条の規定により提出します。

記

1 受領箇所

市(郡)

町(村)大字

字

所在防災林

2 受領買受品

| 種 類 | 本 数 | 材 積 | 面 積 | 備 考 |
|-----|-----|-----|-----|-----|
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

様式第2号(第8条関係)

搬出期限延長申請書

年 月 日

宮城県知事 殿

申請人住所
氏 名

印

下記のとおり搬出期限を延長したいので許可されるようお願いいたします。

記

1 契約時の搬出期限

年 月 日

2 延長申請期限

年 月 日

様式第3号(第10条関係)

転 売 届

年 月 日

宮城県知事 殿

譲渡人

住 所

氏 名

Ⓜ

譲受人

住 所

氏 名

Ⓜ

年 月 日 締結した契約
提出した請書 により、買い受けた次の買受品を、この度

次のとおり譲り渡しましたのでお届けします。

なお、今後は、譲受人 は譲渡人 が県との間に締結した契約上の義務を継続して履行します。万一譲受人が当該義務の履行を怠つたときは、譲渡人が履行します。

附 則（平成元年規則第二〇号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 第一条から第百十三条までの規定による改正前のこれらの規定に規定する各規則及び各県令（以下「規則等」という。）の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の規則等の規定によるものとみなす。

附 則（平成八年規則第二四号）

この規則は、平成八年四月一日から施行する。

附 則（平成十一年規則第七一号）

この規則は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則（平成一六年規則第七五号）

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則（平成一九年規則第一八号）

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則（平成三一年規則第二七号）

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

様式第1号（第7条関係）

（平元規則20・一部改正）

様式第2号（第8条関係）

（平元規則20・一部改正）

様式第3号（第10条関係）

（平元規則20・一部改正）